

～ 外国法令紹介 ～

カンボジア

民法関連の不動産登記に関する共同省令， 民事訴訟法関連の不動産登記に関する共同省令 (2の2)

国際協力部教官

内 山 淳

はじめに

前々号掲載の「カンボジア現地セミナー（不動産登記共同省令）」では、カンボジアの民法関連の不動産登記に関する共同省令及び民事訴訟法関連の不動産登記に関する共同省令について、それらの概要を説明したが、その際、個別に取り上げていない条文もあったことから、改めて上記各省令の全文（日本語訳）¹を掲載して紹介する。

なお、本号では、前号の「民法関連の不動産登記に関する共同省令」に引き続き、「民事訴訟法関連の不動産登記に関する共同省令」（別紙につき、一部割愛）を掲載する。

¹ 日本語訳は仮訳。本稿執筆時において改正情報には接していないが、各省令の内容は、各省令記載の日時現在のもの。なお、本号に掲載する「民事訴訟法関連の不動産登記に関する共同省令」には、「別紙」として、嘱託書の書式等が含まれるところ、この「別紙」についても、条文自体と併せて、当部ホームページ http://www.moj.go.jp/housouken/housou_icd.html に掲載。

国土省・司法省

No.59 PK.LMUPC/11

民事訴訟法に関する不動産登記共同省令
国土省・司法省
(公布令省略)

第1章
通則

第1条：本省令の目的

本省令の目的は、民事訴訟法に基づく適切な不動産登記の効率性を確保することである。

第2条：本省令の趣旨

- 1 本省令は、裁判所書記官が管轄登記機関に対して行う民事訴訟法に基づく差押、移転、抹消、仮差押、仮処分各登記の嘱託手続及びこれらの登記手続を規定する。
- 2 本省令は、民事訴訟法529条に基づく判決、決定、もしくは和解又は請求の認諾を債務名義とする登記手続についても規定する。

第3条：本省令の適用範囲

本省令は、土地登記簿に登録され、土地所有権権利証が発行された土地について適用する。

本省令は、不動産登記簿に登録され、不動産占有証明書または不動産占有使用権証明書が発行された土地についても準用する。

第4条：管轄登記機関

本省令において、管轄権のある登記機関は、次に規定する地籍局とする。

- ・第2条1項(目的)に関する登記については、裁判所書記官は、首都/州の地籍局に対し、申請書を提出する。
- ・第2条2項(目的)に関する登記については、勝訴当事者、又は和解調書又は請求認諾調書の送達を受けた当事者は、登記されるべき不動産が存在する市/地方/地区、首都/州又は中央レベルの地籍局に対して申請書を提出する。

第2章

裁判所書記官の嘱託書による登記

第1節

嘱託書による書式及び添付書面

第5条：嘱託書の書式

裁判所書記官が管轄登記機関に提出すべき登記嘱託書は、カンボジア王国の標語、裁判所の名前、登記嘱託書の番号、裁判所書記官の名前、日付、及び裁判所書記官の署名、押印が記載された書面によらなければならない。加えて、本省令第二章(裁判所書記官の嘱託による登記)第2節(登記嘱託書の種類)に規定される嘱託書には、添付の登記嘱託書の種類ごとの記載例に示されているように、嘱託書の種類に従い特定の事項が記載されなければならない。

第6条：嘱託書の添付書類

裁判所書記官が管轄登記機関に嘱託書を送付する場合には、裁判所書記官は、本省令第二章(裁判所書記官の嘱託による登記)第2節(登記嘱託書の種類)に規定される嘱託書の種類に従い必要な書類を添付する。

第2節

登記嘱託書の種類

第1款

不動産強制執行に関する登記

第7条：民事訴訟法第420条、第424条、及び第425条に基づく不動産差押登記嘱託書執行裁判所が、債権者による不動産強制執行の申立てに基づき、強制売却開始決定をしたときは、裁判所書記官は、管轄登記機関に不動産差押登記を嘱託しなければならない。強制売却開始決定がなされたものの、同一不動産に対して新たに不動産執行の申立てがなされ、これを認める場合は、執行裁判所は、さらに強制売却開始決定をするものとし(二重開始決定)、裁判所書記官は管轄登記機関に不動産差押登記の嘱託を行わなければならない。

第7条(不動産差押登記嘱託書)《本条》第1項2項に規定する登記の場合には、第5条(嘱託書の書式)第2文により、登記嘱託書に次の事項を追加して記載する。

- 主題(不動産の所有権、永借権又は用益権の差押登記嘱託との内容を記載する)
 - a 不動産の特定(区画番号又は証書番号及び住所)
 - b 不動産の所有権者、永借権者又は用益権者の名前(住所)
 - c 登記の目的("a"の不動産上の所有権、永借権又は用益権の不動産差押)
 - d 原因(強制売却開始決定、事件番号及び日付、並びに裁判所の名前)
 - e 執行債権者の名前(住所)

所書記官は、裁判所書記官が確定の証明を付した取消決定書の正本を添付しなければならぬ。

第9条：民事訴訟法448条に基づく強制売却による所有権、永借権又は用益権の移転に関する登記嘱託書

買受人が代金を納付したときは、裁判所書記官は、管轄登記機関に対し、買受人の取得した所有権、永借権又は用益権の移転の登記及び抹消登記を以下の方法により嘱託しなければならぬ。

- 1- 買受人の取得した所有権、永借権又は用益権の移転登記の嘱託
- 2- 売却により消滅した権利又は売却により効力を失った権利の取得にかかる登記の抹消の嘱託
- 3- 売却により消滅した仮処分の抹消登記の嘱託
- 4- 差押又は仮差押の抹消登記の嘱託

第5条（嘱託書の書式）第2文により、嘱託書の書式には次の事項を追加して記載する。

主題（買受人の取得した不動産の所有権、永借権又は用益権の移転登記、売却により消滅した権利又は売却により効力を失った権利の取得にかかる登記の抹消、仮処分の抹消登記、差押又は仮差押の抹消登記との内容を記載）

- a 不動産の特定（区画番号又は証書番号及び所在）
- b 不動産の所有権者、永借権者又は用益権者の名前（住所）
- c 登記の目的：

- 強制売却による買受人（氏名）への不動産の所有権、永借権又は用益権の移転

- “a”の不動産に関する売却により消滅した権利又は売却により効力を失った権利の取得にかかる登記の抹消

- “a”《の不動産》に関する登記売却により効力を失った仮処分の抹消登記

- 項目 “a” 《の不動産》に関する差押又は仮差押の抹消登記

d 理由：

- 裁判所による 年 月 日 日付け売却許可決定、裁判所の名前
- 買受人が 年 月 日 裁判所に代金を納付
- e 執行債権者の名前（住所）
- f 執行債務者の名前（住所）
- g 買受人の特定（生年月日及び出生地、父母の名前、買受人の住所）

添付書類：

- 売却許可決定の正本
- 買受人のIDカード又はパスポートの写し
- 買受人が執行裁判所に代金を納付したことの証明書の正本

f 執行債務者の名前（住所）
加えて、強制売却開始決定の正本を添付する。

第8条：民事訴訟法428条に基づく不動産差押登記の抹消の登記嘱託書

強制売却の申立てが取り下げられたとき、又は当該不動産の強制売却手続を取り消す決定が効力を生じたときは、裁判所書記官は、管轄登記機関に対して不動産差押登記の抹消の嘱託をし、その嘱託書には第5条（嘱託書の書式）第2文により、次の事項を追加して記載する。

主題：（差押登記抹消登記嘱託との内容を記載する）

- a 不動産の特定（区画番号又は証書番号及び所在）
- b 不動産の所有権者、永借権者又は用益権者の名前（住所）
- c 登記の目的（“a”の不動産上の所有権、永借権又は用益権の不動産差押登記の抹消）
- d 原因（強制売却申立ての取り下げ及び日付、もしくは強制売却手続（事件番号及び日付）の取消、取消決定の効力発生日、及び裁判所の名前）
- e 執行債権者の名前（住所）
- f 執行債務者の名前（住所）

添付書類：

1 強制売却の申立てが取り下げられたとき
a 書面で取り下げがなされたときは、裁判所書記官は、裁判所書記官が原本写の証明を付した申立書の写しを添付する。

b 口頭で取り下げがなされたときは、裁判所書記官は、取下調書の正本を添付しなければならぬ。

2 強制売却の取消決定の効力が生じたとき

a 第370条（強制執行の停止及び取消）第1項に基づく取消については、裁判所書記官は、取消決定書の正本を添付しなければならぬ。《「裁判所書記官が確定の証明を付した」との表現はオリジナルにもなし》

b 第375条（予納）第2項に基づく取消については、裁判所書記官は、裁判所書記官が確定の証明を付した取消決定書の正本を添付する。

c 第427条（不動産の滅失毀損による強制売却手続の取消）第2項に基づく取消については、裁判所書記官は、裁判所書記官が確定の証明を付した取消決定書の正本を添付しなければならぬ。

d 第435条（無剰余のおそれがある場合の措置）第2項に基づく取消については、裁判所書記官は、裁判所書記官が確定の証明を付した取消決定書の正本を添付しなければならぬ。

e 第443条（超過売却となる場合の措置）第4項に基づく取消については、裁判

第2款

不動産に対する担保権の実行に関する登記

第10条：民事訴訟法第420条、511条、512条に基づく担保権の実行による不動産登記差押嘱託書

執行裁判所が、債権者による不動産担保権実行の申立てにより強制売却開始の決定をしたときは、裁判所書記官は、管轄登記機関に対して、担保権の実行による差押登記の嘱託をしなければならない。

強制売却開始決定がなされたものの、同一不動産に対して新たに担保権実行による強制売却開始の申立てがなされ、これを認める場合は、執行裁判所は、さらに強制売却開始決定をするものとし（二重開始決定）、裁判所書記官は、管轄登記機関に対し、担保権の実行による不動産差押えの登記を嘱託しなければならない。

第10条（不動産差押登記嘱託書）《本条》第1項2項に規定する登記の場合には、第5条（嘱託書の書式）第2文により、登記嘱託書に次の事項を追加して記載する。

主題（担保権の実行による不動産の所有権、永借権又は用益権の差押登記の嘱託との内容を記載）

- a 不動産の特定（区画番号又は証書番号及び所在）
- b 不動産の所有権者、永借権者又は用益権者の名前（住所）
- c 登記の目的（“a”の不動産上の所有権、永借権又は用益権に対する差押）
- d 原因（強制売却開始決定（事件番号、日付）及び裁判所の名前）
- e 執行債権者の名前（住所）
- f 執行債務者の名前（住所）

加えて、強制売却開始決定の正本を添付する。

第11条：民事訴訟法428条に基づく担保権の実行による不動産差押登記の抹消登記嘱託書
担保権の実行の申立てが取り下げられたとき、又は担保権実行により当該不動産差押えにかかる強制売却の手続を取り消す決定が効力を生じたときは、裁判所書記官は、管轄登記機関に対して不動産差押登記の抹消の嘱託をし、《嘱託書に》第5条（嘱託書の書式）第2文により、次の事項を追加して記載する。

主題：（担保権実行による不動産差押登記の抹消登記の嘱託との内容を記載する）

- a 不動産の特定（区画番号又は証書番号及び所在）
- b 不動産の所有権者、永借権者又は用益権者の名前（住所）
- c 登記の目的（“a”の不動産上の所有権、永借権又は用益権の差押登記の抹消）
- d 原因（担保権実行の申立ての取り下げ及びその日付、または強制売却手続（事件番号及び日付）、取消決定の効力発生日並びに裁判所の名前）

- e 執行債権者の名前（住所）
- f 執行債務者の名前（住所）

添付書類：

1 不動産の担保権実行の申立てが取り下げられたとき
a 書面で取り下げられたときは、裁判所書記官は、裁判所書記官が原本正写の証明を付した申立書の写しを添付しなければならない。

b 口頭で取り下げられたときは、裁判所書記官は取下調書の正本を添付する。

2 強制売却の取消決定の効力が生じたとき

a 第498条（担保実行の停止及び取消）1項に基づく取消については、裁判所書記官は、取消決定書の正本を添付する。《「裁判所書記官が確定の証明を付した」との表現はオジジナルにもなし》

b 第375条（予納）第2項に基づく取消については、裁判所書記官は、裁判所書記官が確定の証明を付した取消決定書の正本を添付する。

c 第427条（不動産の滅失毀損による強制売却手続の取消）第2項に基づく取消については、裁判所書記官は、裁判所書記官が確定の証明を付した取消決定書の正本を添付する。

d 第435条（無剰余のおそれがある場合の措置）第2項に基づく取消については、裁判所書記官は、裁判所書記官が確定の証明を付した取消決定書の正本を添付する。

e 第443条（超過売却となる場合の措置）第4項に基づく取消については、裁判所書記官は、裁判所書記官が確定の証明を付した取消決定書の正本を添付する。

第12条：民事訴訟法448条に基づく担保権実行による所有権、永借権又は用益権の移転登記嘱託書

買受人による代金納付したときは、裁判所書記官は、管轄登記機関に対して、買受人によって取得された所有権、永借権又は用益権の移転及び登記の抹消を嘱託しなければならない。ただし、買受人が担保権行使の対象となった目的物の権利の担保提供者である場合には、所有権、永借権又は用益権の移転登記の嘱託を要しない。

権利の移転登記および抹消登記のための嘱託事項は次のとおりである。

- 1 買受人によって取得された所有権、永借権又は用益権の移転登記の嘱託
- 2 売却により消滅した権利又は売却により効力を失った権利の取得にかかる登記の抹消の嘱託
- 3 売却により効力を失った仮処分登記の抹消登記の嘱託
- 4 差押え又は仮差押の登記の抹消の嘱託

第5条（嘱託書の書式）第2文により、嘱託書の書式には次の事項を追加して記載する。

主題（買受人により取得された所有権、永借権又は用益権の移転登記、売却により消滅した権利又は売却により効力を失った権利の取得にかかる登記の抹消、売却により効力を失った仮処分登記の抹消、差押又は仮差押登記の抹消との内容を記載する）

- a 不動産の特定（区画番号又は証書番号及び所在）
- b 不動産の所有権者、永借権者又は用益権者の名前（住所）
- c 登記の目的：

- 強制売却による買受人（氏名）への不動産の所有権、永借権又は用益権の移転

- “a” 《の不動産》に関する売却により消滅した権利又は売却により効力を失った権利の取得にかかる登記の抹消

- “a” 《の不動産》に関する売却により効力を失った仮処分の抹消登記

- “a” 《の不動産》に関する差押又は仮差押の抹消登記

d 理由：

- 売却許可決定（事件番号及び日付）、裁判所の名前
- 買受人が裁判所に代金を納付（日付）
- e 執行債権者の名前（住所）
- f 執行債務者の名前（住所）
- g 買受人の特定（生年月日及び出生地、父母の名前、買受人の住所）

添付書類：

- 売却許可決定の正本
- 買受人のIDカード又はパスポートの写し
- 買受人が執行裁判所に対して代金を納付したことの証明書の正本

第3条

抵当権その他の担保権によって担保された債権の強制売却に関する登記

第13条：民事訴訟法第403条10項に基づく抵当権、もしくはその他の担保権によって担保された債権の差押登記に関する嘱託書

抵当権又はその他の権利によって担保された債権に対する差押決定が効力を生じたとき、裁判所書記官は、執行債権者の申立てに基づき、管轄登記機関に対して、債権が差し押さえられた事実の登記を嘱託しなければならない。

第1項に規定する執行債権者の申立ては、次の事項を含まなければならない。

- 申立ての主題
- 差押決定がなされた請求権の特定（必要に応じ）
- 執行債権者、担保権の対象となった不動産の所有者、執行債務者及び第三債務者の特定

- 担保権の対象となった不動産の特定

- 担保権及び被担保債権の特定

- 執行債権者から執行債務者に対して要求される請求権の特定

第5条（嘱託書の書式）第2文により、嘱託書の書式には次の事項を追加して記載する。

主題（抵当権又はその他の担保権によって担保された債権の差押登記の嘱託との内容を記載する）

a 不動産の特定（区画番号又は証書番号及び所在）

b 不動産の所有権者、永借権者又は用益権者の名前（住所）

c 登記の目的（“a” の不動産上の抵当権またはその他の担保権によって担保された債権の差押え）

d 原因（差押決定（事件番号、日付）、裁判所の名前及び効力を生じた日付）

e 執行債権者の名前（住所）

f 執行債務者の名前（住所）

g 第三債務者の名前（住所）

h 担保権及び被担保債権の特定

添付書類：

裁判所書記官により効力を生じた日付が明記された差押決定の正本

上記差押えは第三債務者に送達されたときに効力を生じる。

裁判所書記官が原本正写の証明を付した執行債権者の申立書の写し

第14条：民事訴訟法408条、410条、411条に基づく債権の差押登記の抹消登記嘱託書

抹消登記嘱託の申請がなされた場合、裁判所書記官は、次のいかなる場合においても、債権差押登記の抹消登記嘱託をしなければならない。

- 債権に対する執行申立てが取り下げられたとき

- 債権執行手続を取り消す決定が効力を生じたとき

- 執行裁判所が、執行債権者から、第三債務者の弁済を受けた旨の通知を受理したとき、又は、

- 執行裁判所が、第三債務者から、事件、執行債権者及び執行債務者の名前、供託事由、供託金の総額を特定して、金銭等を供託した旨の通知を受理したとき

第5条（嘱託書の書式）第2文により、嘱託書の書式には、抹消登記の嘱託に関する次の事項を追加して記載する。

主題（抵当権その他の担保権によって担保された債権の差押登記の抹消登記嘱託との内容を記載する）

- a 不動産の特定（差し押さえられた債権を担保する抵当権その他の担保権の対象である土地の区画番号又は証書番号）《所在なし》

- b 不動産の所有権者、永借権者又は用益権者の名前（住所）
- c 登記の目的（“a”の不動産上の抵当権その他の担保権によって担保された債権の差押登記の抹消）
- d 原因（債権に対する強制執行申立取下げ及びその日付、債権に対する執行手続（事件番号及び日付）の取消決定、及び当該決定の発生日並びに裁判所の名前、もしくは第三債務者による弁済もしくは供託及びその日付）
- e 執行債権者の名前（住所）
- f 執行債務者の名前（住所）
- g 第三債務者の名前（住所）
- h 担保権及び被担保権の特定
- 添付書類：
- 1-債権執行の申立てが取り下げられた場合
- a 取下げが書面でなされたときは、裁判所書記官は、裁判所書記官が原本正写の証明を付した申立書の写しを添付する。
- b 取下げが口頭でなされたときは、裁判所書記官は、取下調書の正本を添付する。
- 2-債権執行の取消決定の効力が生じた場合
- a 第370条（執行停止又は取消）第1項に基づく取消については、裁判所書記官は、取消決定書の正本を添付する。
- b 第375条（予納）第2項に基づく取消については、裁判所書記官は、裁判所書記官が確定の証明を付した取消決定書の正本を添付する。
- 3-執行裁判所が、執行債権者から、第三債務者の弁済を受けたとの通知を受理したとき
- a 執行裁判所が、執行債権者から第三債務者の弁済を受けたとの通知を受理したときは、裁判所書記官は、裁判所書記官が原本正写の証明を付した当該通知書の写しを添付しなければならない。
- b 執行裁判所が、執行債権者から第三債務者の弁済を受けたとの口頭の通知を受理したときは、裁判所書記官は、執行債権者からの通知受領を記載した調書の正本を添付しなければならない。
- 4-執行裁判所が、第三債務者から執行裁判所に対して供託したとの通知を受理したとき
- a 執行裁判所が、第三債務者から、執行裁判所に対して供託したとの通知書を受理した場合は、裁判所書記官は、裁判所書記官が原本正写の証明を付した当該通知書の写しを添付しなければならない。
- b 執行裁判所が、第三債務者から、執行裁判所に対して供託したとの口頭の通知を受理した場合は、裁判所書記官は、第三債務者の通知受領を記載したとの調書の正本を提出しなければならない。

第15条：民事訴訟法第413条10項に基づく抵当権その他の担保権の移転登記の嘱託書
 抵当権その他の担保権によって担保された債権の売却が完了したときは、裁判所書記官は、買受人の申立てに基づき、管轄登記機関に対して、抵当権その他の担保権の移転登記、及び差押登記の抹消登記嘱託をしなければならない。

買受人の申立てには、次の事項が記載されるものとする。

- 申立ての主題
- 移転されるべき抵当権その他の担保権の対象となった不動産の特定
- 買受人の特定
- 担保権及び被担保債権の特定
- 抵当権その他の担保権の対象となった不動産の所有者の特定
- 抵当権もしくは担保権の移転の事由

第5条（嘱託書の書式）第2文により、嘱託書の書式には、嘱託に関する次の事項を追加して記載する。

主題（抵当権その他の担保権の移転および差押登記の抹消登記嘱託との内容を記載する）

- a 抵当権その他の担保権の対象である不動産の特定（区画番号又は証書番号及び所在）
- b 抵当権その他の担保権の対象である不動産の所有権者、永借権者、用益権者の名前（住所）
- c 登記の目的（抵当権その他の担保権の移転及び差押登記の抹消）
- d 原因（執行官が売却代金を受け取った年月日及び裁判所の名前）
- e 執行債権者の名前（住所）
- f 執行債務者の名前（住所）
- g 第三債務者の特定（住所）
- h 買受人の特定（住所）
- i 担保権及び被担保債権の特定

添付書類：

- 執行官に売却を命じる決定の正本
- 買受人が執行官に対してすでに代金を支払ったことを証する調書の謄本で、裁判所書記官が正写の証明を付したものであるもの
- 買受人のID又はパスポートの写し

第4款

不動産に対する仮差押に関する登記

第 16 条： 民事訴訟法第 567 条 3 項、第 420 条、第 424 条、第 425 条に基づく
仮差押登記嘱託書

裁判所が仮差押決定をなすときは、裁判所書記官は、債権者の執行申立てに基づき、管轄登記機関に対して仮差押登記の嘱託をしなければならぬ。仮差押がなされたものの、同一不動産に対して新たに仮差押決定の申立てがなされ、これを容認する場合は、執行裁判所は、さらに仮差押決定をするものとし（二重の仮差押え）、裁判所書記官は、債権者の執行申立てに基づき、管轄登記機関に仮差押登記の嘱託を行わなければならない（民事訴訟法 540 条により、仮差押決定は他の裁判所によりなされることもある。）

第 5 条（嘱託書の書式）第 2 文により、嘱託書の書式には、嘱託に関する次の事項を追加して記載する。

主題（仮差押登記との内容を記載する）

- a 不動産の特定（区画番号又は証書番号及び所在）
- b 不動産の所有権者、永借権者、用益権者の名前（住所）
- c 登記の目的（“a”の不動産上の所有権、永借権又は用益権の仮差押登記）
- d 原因（仮差押決定の番号、年月日、裁判所の名前）
- e 債権者の名前（住所）
- f 債務者の名前（住所）

添付書類： 仮差押決定の正本

第 17 条： 民事訴訟法第 567 条 3 項、4 項及び第 428 条に基づく仮差押登記の抹消登記
嘱託書

仮差押決定申立又は仮差押決定の執行申立てが取り下げられたとき、もしくは、不動産の執行を取消す決定が効力を生じたときは、裁判所書記官は、管轄登記機関に対し、仮差押登記の抹消登記を嘱託しなければならない。

第 5 条（嘱託書の書式）第 2 文により、嘱託書の書式には、抹消登記嘱託に関する次の事項を追加して記載する。

主題（仮差押登記の抹消登記嘱託との内容を記載する）

- a 不動産の特定（区画番号又は証書番号及び所在）
- b 不動産の所有権者、永借権者、用益権者の名前（住所）
- c 登記の目的（“a”の不動産上の所有権、永借権又は用益権の仮差押の抹消登記）
- d 原因（仮差押決定申立ての取下げもしくは仮差押決定執行申立ての取下げ及びその日付、または仮差押決定の取消決定の番号、日付、効力発生日及び裁判所の名前）
- e 債権者の名前（住所）
- f 債務者の名前（住所）

添付書類：

1-仮差押決定申立てが取り下げられた場合

a 取下げが書面で行われたときは、裁判所書記官は、裁判所書記官が正写の証明を付した申立書の写しを添付する。

b 取下げが口頭で行われたときは、裁判所書記官は、取下調書の正本を添付する。

2-仮差押決定の執行申立てが取り下げられた場合

a 取下げが書面で行われたときは、裁判所書記官は、裁判所書記官が正写の証明を付した申立書の写しを添付する。

b 取下げが口頭で行われたときは、裁判所書記官は、取下調書の正本を添付する。

3-仮差押の執行が取り消された場合

a 第 569 条（仮差押解放金の寄託による仮差押の執行取消）に基づく取消については、裁判所書記官は、仮差押執行取消決定の正本を添付する。

b 第 564 条（保全決定に対する異議申立てに対する決定）、第 557 条（本案の訴え不起訴等による保全決定の取消し）、第 558 条（事情の変更による保全決定の取消）、及び第 561 条（抗告）及び保全執行裁判所が仮差押えの執行処分を取り消す決定をした場合に関する第 564 条（第 6 編の準用）及び第 370 条 1 項 1 号（強制執行の停止及び取消）に基づいて執行裁判所が執行処分を取り消す決定をなした場合、裁判所書記官は仮差押の執行処分の取消決定の正本を添付する。

c 第 551 条（保全執行の執行停止の裁判）、第 564 条（第 6 編の条項の準用）及び第 370 条（強制執行の停止及び取消）第 1 項 7 号に基づく取消については、裁判所書記官は、仮差押決定の執行の取消決定の正本を添付しなければならない。

d 第 564 条（第 6 編の条項の準用）及び第 370 条（強制執行の停止及び取消）第 1 項 5 号（仮差押えをしない旨、仮差押決定の申立又は仮差押執行の申立を取り下げの旨を記載した裁判上の和解の調書の正本）に基づく取消については、裁判所書記官は、仮差押の執行処分の取消決定の正本を添付する。

e 第 564 条（第 6 編の条項の準用）、第 564 条（第 6 編の準用）により適用される第 364 条（執行文の付与に対する異議申立）、第 367 条（請求異議の訴え提起に伴う執行停止の裁判等）、第 368 条（終局判決における執行停止の裁判等）、第 370 条（強制執行の停止及び取消し）第 1 項 7 号第 367 条（強制執行の停止及び取消し）2 項に基づく仮差押決定執行取消決定の正本、もしくは、執行文付与に対する異議の訴えの終局判決で仮差押決定の執行取消しを命じるものの正本）に基づく取消については、裁判所書記官は、仮差押の執行処分の取消決定の正本を添付する。

f 第 564 条（第 6 編の条項の準用）、第 564 条で適用される第 365 条（第三者異議の訴え）、第 367 条（請求異議の訴え等の提起に伴う執行停止の裁判）、第 368 条（終局判決における執行停止の裁判等）及び第 370 条（強制執行の停止及び取消）第 1 項 7 号（第 367 条（請求異議の訴え等の提起に伴う執行停止の裁判）第 2 項に基

1 「請求異議の訴え提起に伴う執行停止等」とされるべきである。

づく仮差押えの執行取消を命ずる裁判の正本)に基づく取消、もしくは第三者異議の訴えの終局判決で仮差押えの執行取消を命ずるもの)に基づく取消については、裁判所書記官は、仮差押執行処分取消決定の正本を添付する。

g 第 567 条 (不動産に対する仮差押えの執行) 第 4 項、及び第 427 条 (不動産の滅失等による強制売却の手續の取消し)に基づく取消については、裁判所書記官は、仮差押の執行処分取消決定の正本を添付する。

h 第 537 条 (保全処分の費用など) 第 3 項に基づく取消については、裁判所書記官は、仮差押の執行処分取消決定の正本を添付する。

第 5 款

抵当権その他の担保権によって担保された債権に対する
仮差押決定の執行に関する登記

第 18 条：民事訴訟法第 566 条に基づく抵当権その他の担保権によって担保された債権に対する仮差押えの登記嘱託書

裁判所が、債務者の第三債務者に対し、仮に差し押さえられた抵当権その他の担保権によって担保された債権の弁済を禁止する決定をしたときは、裁判所書記官は、債権者の申立に基づいて、管轄登記機関に対して、債権が仮に差し押さえられたとの登記の嘱託をしなければならない。

第 1 項に規定する債権者の申立には次の事項が記載されるものとする。

- 申立ての主題
- 債権に対する仮差押決定の特定 (もしあれば)
- 債権者、担保権の対象となっている不動産の所有者、債務者、第三債務者の特定
- 担保権の対象となっている不動産の特定
- 担保権及び被担保債権の特定
- 保全されるべき債権の特定

第 5 条 (嘱託書の書式) 第 2 文により、嘱託書の書式には、登記嘱託に関する次の事項を追加して記載する。

- 主題 (抵当権その他の担保権によって担保された仮差押の登記嘱託との内容を記載する)
- a 不動産の特定 (抵当権その他の担保権の対象である不動産の区画番号又は証書番号及び住所)
- b 不動産の所有者、永借権者、用益権者の名前 (住所)
- c 登記の目的 (“a” の不動産に対する抵当権その他の担保権によって担保された債権に対する仮差押登記)
- d 原因 (債権に対する仮差押決定、番号、年月日及び効力発生日及び裁判所の名前)

- e 債権者の名前 (住所)
 - f 債務者の名前 (住所)
 - g 第三債務者の名前 (住所)
 - h 担保権及び被担保債権の特定
- 添付書類：

-裁判所書記官により効力発生日が明記された仮差押決定の正本上記決定は第三債務者に送達されたときに効力を発生する。

-裁判所書記官が正写の証明を付した債権者の申立書の写し

第 19 条：民事訴訟法第 566 条第 5 項、第 408 条、第 411 条に基づく抵当権又はその他の担保権によって担保された債権に対する仮差押登記の抹消登記嘱託書
抹消登記申請がなされた場合、裁判所書記官は、次のいずれかに該当する場合、抵当権その他の担保権によって担保された債権の仮差押登記の抹消登記を嘱託しなければならない。

い。

- 抵当権その他の担保権によって担保された債権の仮差押決定の申立が取り下げられた場合

- 抵当権その他の担保権によって担保された債権の仮差押決定の執行申立てが取り下げられた場合

- 抵当権その他の担保権によって担保された債権の仮差押決定の執行を取り消す決定が効力を生じた場合

第 5 条 (嘱託書の書式) 第 2 文により、嘱託書の書式には、抹消登記嘱託に関する次の事項を追加して記載する。

主題 (抵当権その他の担保権によって担保された仮差押の登記の抹消登記嘱託との内容を記載する)

- a 不動産の特定 (仮に差し押さえられた債権を担保する抵当権その他の担保権の対象である不動産の区画番号又は証書番号及び住所)
- b 不動産の所有者、永借権者、用益権者の名前 (住所)
- c 登記の目的 (“a” の不動産に対する抵当権その他の担保権によって担保された債権に対する仮差押決定登記の抹消)
- d 原因 (抵当権その他の担保権によって担保された債権に対する仮差押決定申立て、もしくは抵当権その他の担保権によって担保された債権に対する仮差押決定執行申立ての取下げ、及びその日付、または、抵当権その他の担保権によって担保された債権に対する仮差押決定執行の取消、事件番号、日付及び効力を生じた日、裁判所の名前)
- e 債権者の名前 (住所)
- f 債務者の名前 (住所)

処分の取消決定の正本を添付する。

f 第 564 条 (第 6 編の条項の準用)、第 365 条 (第三者異議の訴え)、第 367 条 (請求異議の訴え等の提起に伴う執行停止の裁判)、第 564 条で準用する第 368 条 (終局判決における執行停止の裁判等) 及び第 370 条 (強制執行の停止及び取消) 第 1 項第 7 号 (第 367 条第 2 項に基づく仮差押えの執行取消を命ずる決定の正本)、もしくは執行文付与の第三者異議訴訟の終局判決で仮差押えの執行取消を命ずるもの) に基づく取消については、裁判所書記官は、仮差押決定の執行処分の取消決定の正本を添付する。

g 第 567 条 (不動産に対する仮差押えの執行) 第 4 項、第 427 条 (不動産の滅失等による強制売却の手續の取消し)、に基づく取消については、裁判所書記官は仮差押え決定の執行処分の取消決定の正本を添付する。

h 第 537 条 (保全処分の費用等) 第 3 項に基づく取消については、裁判所書記官は仮差押え決定の執行処分の取消決定の正本を添付する。

第 6 款

仮処分の執行に関する登記

第 20 条：民事訴訟法第 570 条、第 420 条、第 424 条、第 425 条に基づく処分禁止の仮処分の登記嘱託書

裁判所が不動産の処分を禁止する仮処分を発令したときは、裁判所書記官は、債権者の申立てに基づき、管轄登記機関に対して、処分禁止の仮処分の登記の嘱託をしなければならぬ。

処分を禁止する仮処分執行がなされたものの、同一不動産に対して新たに処分禁止の仮処分申立てがなされ、これを容認する場合は、執行裁判所は、さらに処分禁止の仮処分をするものとし (二重の仮処分決定)、裁判所書記官は、債権者の申立てに基づき、管轄登記機関に当該不動産の処分禁止の仮処分登記の嘱託を行わなければならない。

第 5 条 (嘱託書の書式) 第 2 文により、登記嘱託書には次の事項を追加して記載する。

主題 (処分禁止の仮処分登記の嘱託との内容を記載する)

- a 不動産の特定 (区画番号又は証書番号及び所在)
- b 不動産の所有権者、永借権者、用益権者の名前 (住所)
- c 登記の目的 (“a” の不動産に対する処分禁止の仮処分)
- d 原因 (仮処分決定の番号、年月日、裁判所の名前)
- e 債権者の名前 (住所)
- f 債務者の名前 (住所)

添付書類：

不動産に対する処分禁止の仮処分決定の正本

g 第三債務者の名前 (住所)

h 担保権及び被担保権の特定

添付書類：

1-仮差押決定申立てが取り下げられた場合

a 取下げが書面でなされたときは、裁判所書記官は、裁判所書記官が正写の証明を付した申立書の写しを添付する。

b 取下げが口頭でなされたときは、裁判所書記官は、取下げ調書の正本を添付する。

2-仮差押決定執行申立てが取り下げられた場合

a 取下げが書面でなされたときは、裁判所書記官は、裁判所書記官が正写の証明を付した申立書の写しを添付する。

b 取下げが口頭でなされたときは、裁判所書記官は、取下げ調書の正本を添付する。

3-仮差押執行が取り消された場合

a 第 569 条 (仮差押解放金の寄託による仮差押の取消) の規定に基づく仮差押解放金の寄託 (第三債務者による債権総額の裁判所寄託が、第 566 条 (債権及びその他の財産権に対する仮差押えの執行) 第 3 項に基づく仮差押解放金の寄託とみなされる場合を含む) による取消の場合は、裁判所書記官は、仮差押えを取消す決定の正本を添付する。

b 第 554 条 (保全決定に対する異議の申立てによる決定)、第 557 条 (本案の訴え不起訴等による保全決定の取消し)、第 558 条 (事情の変更による保全決定の取消)、第 561 条 (抗告) 及び第 564 条 (第 6 編の準用) 及び第 370 条 (強制執行の停止及び取消) 1 項 1 号に基づいて保全執行裁判所が執行処分を取り消す決定をなした場合に基づく取消については、裁判所書記官は仮差押の執行処分の取消決定の正本を添付する。

c 第 551 条 (保全執行停止の裁判)、第 564 条 (第 6 編の条項の準用) 及び第 370 条 (強制執行の停止及び取消) 第 1 項 7 号に基づく取消については、裁判所書記官は、仮差押決定の執行の取消決定の正本を添付しなければならない。

d 第 564 条 (第 6 編の条項の準用) 及び第 370 条 (強制執行の停止及び取消) 第 1 項 5 号 (強制執行をしない旨又は保全申立てを取り下げる旨、保全執行申立てを取り下げる旨を記載した裁判上の和解の調書の正本) に基づく取消については、裁判所書記官は、仮差押の執行処分の取消決定の正本を添付する。

e 第 564 条 (第 6 編の条項の準用)、第 364 条 (執行文の付与に対する異議の訴え)、第 367 条 (請求異議の訴え提起に伴う執行停止の裁判等)、第 368 条 (終局判決における執行停止の裁判等)、第 370 条 (強制執行の停止及び取消) 第 1 項 7 号 (第 564 条により準用される第 367 条 2 項に基づく仮差押決定の執行取消決定の正本、もしくは執行文付与の異議の訴えに対する終局判決で仮差押決定の執行処分の取り消しを命ずるもの) に基づく取消については、裁判所書記官は、仮差押の執行

第 21 条：民事訴訟法第 570 条、第 428 条に基づく処分禁止の仮処分登記の抹消登記嘱託書

不動産に対する処分禁止の仮処分決定申立て又は不動産に対する処分禁止の仮処分決定の執行申立てが取り下げられた場合、もしくは、仮処分の対象たる不動産の処分禁止の仮処分決定の執行を取消す決定が効力を生じた場合には、裁判所書記官は、管轄登記機関に対して、当該不動産の処分禁止の仮処分登記の抹消登記の登記嘱託をしなければならぬ。

第 5 条（嘱託書の書式第 2 文により、登記嘱託書には次の事項を追加して記載する。）

主題（不動産の処分禁止の仮処分の抹消登記嘱託との内容を記載する）

- a 不動産の特定（区画番号又は証書番号及び所在）
- b 不動産の所有者、永借権者、用益権者、永借権者の名前（住所）
- c 登記の目的（“a”の不動産の処分禁止の仮処分の抹消登記）
- d 原因（不動産の処分禁止の仮処分申立ての取下げ又は処分禁止の仮処分決定の執行申立ての取下げ、及びその日付、もしくは処分禁止の仮処分執行（事件番号及び日付）を取消す決定の日付、効力発生日、及び裁判所の名前）
- e 債権者の名前（住所）
- f 債務者の名前（住所）

添付書類：

- 1-不動産処分禁止の仮処分決定申立てが取り下げられた場合
 - a 取下げが書面でなされたときは、裁判所書記官は、裁判所書記官が原本正写の証明を付した申立書の写しを添付する。
 - b 取下げが口頭でなされたときは、裁判所書記官は、取下調書の正本を添付する。
- 2-不動産処分禁止の仮処分決定の執行申立てが取り下げられた場合
 - a 取下げが書面でなされたときは、裁判所書記官は、裁判所書記官が原本正写の証明を付した申立書の写しを添付する。
 - b 取下げが口頭でなされたときは、裁判所書記官は、取下調書の正本を添付する。
- 3-不動産処分禁止の仮処分の執行が取り消された場合
 - a 第 554 条（保全決定に対する異議の申立てによる決定）、第 557 条（本案の訴え不起訴等による保全決定の取消し）、第 558 条（事情の変更による保全決定の取消）、第 559 条（特別の事情による仮処分決定の取消）及び第 561 条（抗告）及び第 564 条（第 6 編の条項の準用）及び第 370 条 1 項 1 号（執行の停止及び取消）に基づいて執行裁判所が仮処分決定の執行処分を取り消す決定をした場合、裁判所書記官は、不動産処分禁止の仮処分決定の執行処分の取消決定の正本を添付する。
 - b 第 551 条（保全執行の執行停止の裁判）、第 564 条（第 6 編の条項の準用）及び第 370 条（執行の停止及び取消）第 1 項 7 号に基づく取消については、裁判所書記官は、

官は、不動産処分禁止の仮処分決定の執行処分の取消決定の正本を添付する。

c 第 564 条（第 6 編の条項の準用）及び第 370 条（強制執行の停止及び取消）第 1 項 5 号（不動産処分禁止の仮処分の実行をしない旨又は不動産処分禁止の仮処分の申立てまたは不動産処分禁止の仮処分の執行申立てを取り下げの旨を記載した裁判上の和解の調書の正本）に基づく取消については、裁判所書記官は、処分禁止の仮処分決定の執行処分の取消決定の正本を添付する。

d 第 564 条（第 6 編の条項の準用）、第 364 条（執行文の付与に対する異議訴訟）、第 367 条（請求異議の訴え提起に伴う執行停止の裁判等）、第 368 条（終局判決における執行停止の裁判等）、第 370 条（強制執行の停止及び取消）第 1 項 7 号（第 564 条により準用される第 367 条第 2 項に基づく不動産処分禁止の仮処分決定の執行取消決定の正本もしくは、不動産処分禁止の執行処分の取り消しを命じる執行文付与に対する異議訴訟の終局判決の正本に基づく取消）については、裁判所書記官は、不動産処分禁止の執行処分の取消決定の正本を添付する。

e 第 564 条（第 6 編の条項の準用）、第 365 条（第三者異議の訴え）、第 367 条（請求異議の訴え等の提起に伴う執行停止の裁判）、第 564 条で準用する第 368 条（終局判決における執行停止の裁判）及び第 370 条（強制執行の停止及び取消）第 1 項 7 号（第 367 条第 2 項に基づく強制執行の停止及び執行処分の取消を命ずる旨を記載した裁判の正本、もしくは不動産処分禁止の仮処分決定の執行処分の取り消しを命じる第三者異議訴訟の終局判決）に基づく取消については、裁判所書記官は、不動産処分禁止の執行処分の取消決定の正本を添付する。

f 第 570 条（仮処分の執行）、第 567 条（不動産仮差押えの執行）第 4 項、第 427 条（不動産の滅失等による強制売却の手續の取消）に基づく取消については、裁判所書記官は、不動産処分禁止の執行処分の取消決定の正本を添付する。

g 第 537 条（保全処分の費用等）第 3 項に基づく取消については、裁判所書記官は、不動産処分禁止の仮処分の執行処分の取消決定の正本を添付する。

第 3 節

登記手續

第 1 款

通則

第 22 条：土地登記簿、永借権登記簿、用益権登記簿に対する登記手續

a 所有権に対する差押、所有権に対する仮差押、所有権の処分禁止の仮処分の登記は、「土地登記簿」の「不動産の負担」欄に記載する。

b 永借権に対する差押、永借権に対する仮差押、永借権の処分禁止の仮処分の登記は、「永

借権登記簿」の「不動産の負担」欄に記載する。

c 用益権に対する差押、用益権に対する仮差押、用益権の処分禁止の仮処分の登記は、「用益権登記簿」の「不動産の負担」欄に記載する。

第2款

不動産に対する強制執行の登記方法

第23条：土地登記簿、永借権登記簿、用益権登記簿への差押登記の方法
地籍局が第7条（民事訴訟法第420条 424条及び425条）に基づく不動産差押登記の嘱託書に規定された嘱託書を受理したときは、差押えの種類に従って登記をしなければならない。

a. 所有権差押えの場合は、「土地登記簿」の「不動産の負担」欄に次のように記載する。
「.....年.....月.....日付の.....執行裁判所の強制売却開始決定番号.....、リファレンス番号Aj.....、により不動産所有権を差押える（赤インク）。刻印を押し、登記日を記入する（青インクもしくは黒インク）。」
b. 共有持分の差押えの場合は、「土地登記簿」の「不動産の負担」欄に次のように記載する。

「.....年.....月.....日付の.....執行裁判所の強制売却開始決定番号.....、リファレンス番号Aj.....、により共有者.....（氏名）の共有持分を差押える（赤インク）。刻印を押し、登記日を記入する（青インクもしくは黒インク）。」

c 永借権の差押えの登記の場合は、「永借権登記簿」の「不動産の負担」欄に次のように記載する。

「.....年.....月.....日付の.....執行裁判所の強制売却開始決定番号.....、リファレンス番号Aj.....、により永借権を差押える（赤インク）。刻印を押し、登記日を記入する（青インクもしくは黒インク）。」

d 永借権の共有持分の差押えの登記場合は、「永借権登記簿」の「不動産の負担」欄に次のように記載する。

「.....年.....月.....日付の.....執行裁判所の強制売却開始決定番号.....、リファレンス番号Aj.....、により永借権者.....（氏名）の共有持分を差押える（赤インク）。刻印を押し、登記日を記入する（青インクもしくは黒インク）。」

e 用益権の差押えの登記の場合は、「用益権登記簿」の「不動産の負担」欄に次のように記載する。

「.....年.....月.....日付の.....執行裁判所の強制売却開始決定番号.....、リファレンス番号Aj.....、により用益権を差押える（赤インク）。刻印を押し、登記日を記入する（青インクもしくは黒インク）。」

f 用益権の共有持分の差押えの登記の場合は、「用益権登記簿」の「不動産負担」欄に次

のように記載しなければならない：

「.....年.....月.....日付の.....執行裁判所の強制売却開始決定番号.....、リファレンス番号Aj.....、により用益権者.....（氏名）の共有持分を差押える（赤インク）。刻印を押し、登記日を記入する（青インクもしくは黒インク）。」

第24条：土地登記簿、永借権登記簿、用益権登記簿への差押登記の抹消登記の方法

地籍局が第8条（民事訴訟法第428条）に基づいて不動産差押登記の抹消登記の嘱託書に規定された嘱託書を受理したときは、差押えの抹消登記の種類に従って登記をしなければならない。

a 「所有権の差押えもしくは共有持分の差押え」の抹消登記は、所有権差押えもしくは所有権共有持分の差押え登記の場合と同様に「土地登記簿」の「不動産の負担」欄に記載しなければならない。

「.....年.....月.....日付の.....執行裁判所の決定番号.....、リファレンス番号Aj.....、もしくは.....年.....月.....日付の執行債権者の申立ての取下げにより、.....年.....月.....日付の.....裁判所の決定番号.....による.....の差押えを抹消する（青インク若しくは黒インク）。刻印を押し、登記日を記入する（赤インク）。」

b 「永借権の差押えもしくは永借権の共有持分の差押え」の抹消登記は、永借権の差押えもしくは永借権の共有持分の差押えの登記の場合と同様に「永借権登記簿」の「不動産の負担」欄に記載しなければならない。

「.....年.....月.....日付の.....執行裁判所の決定番号.....、リファレンス番号Aj.....、もしくは.....年.....月.....日付の執行債権者の申立ての取下げにより、.....年.....月.....日付の.....裁判所の決定番号.....による.....の差押えを抹消する（青インク若しくは黒インク）。刻印を押し、登記日を記入する（赤インク）。」

c 「用益権の差押えもしくは用益権の共有持分の差押え」の抹消登記は、用益権の差押えもしくは用益権の共有持分の差押えの登記の場合と同様に「用益権登記簿」の「不動産の負担」欄に記載しなければならない。

「.....年.....月.....日付の.....執行裁判所の決定番号.....、リファレンス番号Aj.....、もしくは.....年.....月.....日付の執行債権者の申立ての取下げにより、.....年.....月.....日付の.....裁判所の決定番号.....による.....の差押えを抹消する（青インク若しくは黒インク）。刻印を押し、登記日を記入する（赤インク）。」

第25条：権利の移転登記、権利の取得登記の抹消登記、仮処分登記の抹消登記、差押え登記又は仮差押え登記の抹消登記

地籍局が第9条（民事訴訟法第448条）に基づいて強制売却による所有権、永借権、用益

権の移転登記)に規定された嘱託書を受理したときは、その種類にしたがって移転登記または抹消登記をしなければならない。

1-権利の移転登記

- a 所有権の移転登記は「土地登記簿」に次のように記載する。
 - 「書面又は判決の概要」欄に下記のように記載する。
 - 「売却許可決定番号.....及び.....年..月..日において買受人の...裁判所に対する代金の支払い、リファレンス番号 Aj.....により、所有権を.....(氏名)に移転する(青インク若しくは黒インク)。刻印を押し、登記日を記入する(赤インク)。」
 - 「氏名及び財産の種類」欄に次のように記載する。
 - 「氏名(新所有者の氏名)」(青インク又は黒インク)
 - 「生年月日及び出生地」欄に次のように記載する。
 - 「生年月日及び出生地(新所有者の生年月日及び出生地)」(青インク又は黒インク)
 - 「家系」欄に次のように記載する。
 - 「氏名.....及び氏名.....(新所有者の父母の氏名)」(青インク又は黒インク)。
- b 所有権の共有持分の移転登記は「土地登記簿」欄に次のように記載する。
 - 「書面又は判決の概要」欄に下記のように記載する。
 - 「売却許可決定番号.....及び.....年..月..日において買受人の...裁判所に対する代金の支払い、リファレンス番号 Aj.....により、.....(氏名)の所有権の共有分を.....(氏名)に移転する(青インク若しくは黒インク)。刻印を押し、登記日を記入する(赤インク)。」
 - 「氏名及び財産の種類」欄に次のように記載する。
 - 「氏名(新所有権共有者全員の氏名を記載する)(青インク又は黒インク)。
 - ただし、共有持分者 3 名以上の場合は、地籍局は、共有者の代表者の氏名を記載し、共有者全員の氏名を別の書面に記載し、登記録ファイルに付ける。」
 - 「生年月日及び出生地」欄に次のように記載する。
 - 「年月日及び出生地(新共有者全員の生年月日及び出生地を記載する)(青インク又は黒インク)。
 - ただし、共有持分者が 3 名以上の場合は、地籍局は、共有者の代表者の氏名を記載し、共有者全員の氏名を別の書面に記載し、登記録ファイルに付ける。」
- 「家系」欄に次のように記載する。
- 「氏名.....及び氏名.....(新所有者の父母の氏名)(青インク又は黒インク)。
- ただし、共有持分者が 3 名以上の場合は、地籍局は、共有者の代表者の父母の氏名を記載し、共有者全員の父母の氏名を別の書面に記載し、登記録ファイルに付ける。」

- c 永借権の移転登記は「永借権登記簿」に次のように記載する。
 - 「書面又は判決の概要」欄に下記のように記載する。
 - 「売却許可決定番号.....及び.....年..月..日において買受人の...裁判所に対する代金の支払い、リファレンス番号 Aj.....により、.....(氏名)の永借権を.....(氏名)に移転する(青インク若しくは黒インク)。刻印を押し、登記日を記入する(赤インク)。」
 - 「氏名及び財産の種類」欄に次のように記載する。
 - 「氏名(新永借権者の氏名を記載する)(青インク又は黒インク)。」
 - 「生年月日及び出生地」欄に次のように記載する。
 - 「年月日及び出生地(新永借権者の生年月日及び出生地を記載する)(青インク又は黒インク)。」
- 「家系」欄に次のように記載する。
- 「氏名.....及び氏名.....(新永借権者の父母の氏名)(青インク又は黒インク)。」

- d 永借権共有持分の移転登記は「永借権登記簿」に次のように記載する。
 - 「書面又は判決の概要」欄に下記のように記載する。
 - 「売却許可決定番号.....及び.....年..月..日において買受人の...裁判所に対する代金の支払い、リファレンス番号 Aj.....により、.....(氏名)の永借権の共有持分を.....(氏名)に移転する(青インク若しくは黒インク)。刻印を押し、登記日を記入する(赤インク)。」
 - 「氏名及び財産の種類」欄に次のように記載する。
 - 「氏名(新永借権共有者全員の氏名を記載する)(青インク又は黒インク)。
 - ただし、共有持分者が 3 名以上の場合は、地籍局は、共有者の代表者の氏名を記載し、共有者全員の氏名を別の書面に記載し、登記録ファイルに付ける。」
 - 「生年月日及び出生地」欄に次のように記載する。
 - 「年月日及び出生地(新永借権の共有者全員の生年月日及び出生地を記載する)(青インク又は黒インク)。
 - ただし、共有持分者が 3 名以上の場合は、地籍局は、共有者の代表者の氏名を記載し、共有者全員の氏名を別の書面に記載し、登記録ファイルに付ける。」
- 附注：条文の趣旨、28 条 1 項 b 等を参照すると、上記但し書きの記載は「共有者の代表者の生年月日及び出生地」[共有者全員の生年月日及び出生地]であるべきだが、原文がそれぞれ「氏名」となっているため、そのままとした。
- 「家系」欄に次のように記載する。
- 「氏名.....及び氏名.....(新永借権の共有者の父母の氏名)(青インク又は黒インク)。
- ただし、共有持分者が 3 名以上の場合は、地籍局は、共有者の代表者の父母の氏名を記載し、共有者全員の父母の氏名を別の書面に記載し、登記録ファイルに付ける。」

- e 用益権の移転登記は「用益権登記簿」に次のように記載する。

リファレンス番号 Aj.....により、..... (所有権移転、永借権、用益権等) の登記を抹消する (青インク若しくは黒インク)。刻印を押し、登記日を記入する (赤インク)。」

3- 売却により失効となった処分禁止の仮処分の登記の抹消登記

売却により失効となった処分禁止の仮処分の登記の抹消登記は、仮処分登記と同様の欄に次のように記載する。

「売却許可決定番号.....及び.....年..月..日において買受人の.....裁判所に対する代金の支払い、

リファレンス番号 Aj.....により、仮処分の登記を抹消する (青インク若しくは黒インク)。

刻印を押し、登記日を記入する (赤インク)。」

4- 差押え又は仮差押え登記の抹消登記

差押え又は仮差押え登記の抹消登記は、差押え又は仮差押えと同様の欄に次のように記載する。

「売却許可決定番号.....及び.....年..月..日において買受人の.....裁判所に対する代金の支払い、

リファレンス番号 Aj.....により、差押え又は仮差押えの登記を抹消する (青インク若しくは

黒インク)。刻印を押し、登記日を記入する (赤インク)。」

第 3 款

不動産に対する担保権の実行に係る登記方法

第 26 条：担保権の実行による不動産の差押えについての土地登記簿、永借権登記簿、用益権登記簿への登記方法

地籍局が第 10 条 (民事訴訟法第 420 条、511 条、512 条) に基づく担保権の実行による不動産登記差押嘱託書) に規定された嘱託書を受理したときは、差押えの種類にしたがって登記をしなければならない。

a 不動産の所有権差押えの場合は、「土地登記」の「不動産負担」の欄に次のように記載する。

「.....年.....月.....日付の.....執行裁判所の (担保権に基づく) 強制売却開始の決定番号.....、リファレンス番号 Aj.....に基づき、所有権を差押える (赤インク)。刻印を押し、登記日を記入する (青インク若しくは黒インク)。」

b 共有持分の差押えの場合は、「土地登記」の「不動産負担」欄に次のように記載する。

「.....年.....月.....日付の.....執行裁判所の (担保権に基づく) 強制売却開始の決定番号.....、リファレンス番号 Aj.....に基づき、..... (氏名) の所有権の共有持分を差押える (赤インク)。刻印を押し、登記日を記入する (青インク若しくは黒インク)。」

- 「書面又は判決の概要」欄に下記のように記載する。

「売却許可決定番号.....及び.....年..月..日において買受人の.....裁判所に対する代金の支払い、リファレンス番号 Aj.....により、..... (氏名) の用益権を..... (氏名) に移転する (青インク若しくは黒インク)。刻印を押し、登記日を記入する (赤インク)。」

- 「氏名及び財産の種類」欄に次のように記載する。

「氏名 (新用益権者の氏名を記載する) (青インク又は黒インク)。」

- 「生年月日及び出生地」欄に次のように記載する。

「年月日及び出生地 (新用益権者の生年月日及び出生地を記載する (青インク又は黒インク))。)

- 「家系」欄に次のように記載する。

「氏名.....及び氏名..... (新用益権者の父母の氏名) (青インク又は黒インク)。」

f 用益権共有持分の移転登記は「用益権登記簿」に次のように記載する。

- 「書面又は判決の概要」欄に下記のように記載する。

「売却許可決定番号.....及び.....年..月..日において買受人の.....裁判所に対する代金の支払い、リファレンス番号 Aj.....により、..... (氏名) の用益権の共有持分を..... (氏名) に移転する (青インク若しくは黒インク)。刻印を押し、登記日を記入する (赤インク)。」

- 「氏名及び財産の種類」欄に次のように記載する。

「氏名 (新用益権共有者全員の氏名を記載する) (青インク又は黒インク)。

ただし、共有持分者が 3 名以上の場合は、地籍局は、共有者の代表者の氏名を記載し、共有者全員の氏名を別の書面に記載し、登記記録ファイルに付ける。」

- 「生年月日及び出生地」欄に次のように記載する。

「年月日及び出生地 (新用益権の共有者全員の生年月日及び出生地を記載する (青インク又は黒インク))。

ただし、共有持分者が 3 名以上の場合は、地籍局は、共有者の代表者の生年月日及び出生地を記載し、共有者全員の生年月日及び出生地を別の書面に記載し、登記記録ファイルに付ける。」

- 「家系」欄に次のように記載する。

「氏名.....及び氏名..... (新用益権の共有者の父母の氏名) (青インク又は黒インク)。

ただし、共有持分者が 3 名以上の場合は、地籍局は、共有者の代表者の父母の氏名を記載し、共有者全員の父母の氏名を別の書面に記載し、登記記録ファイルに付ける。」

2- 売却により消滅した権利又は売却により効力を失った権利の取得に係る登記の抹消

売却により消滅した権利又は売却により効力を失った権利の取得に係る登記の抹消は、取得された権利と同様の欄に次のように記載する。

「売却許可決定番号.....及び.....年..月..日において買受人の.....裁判所に対する代金の支払い、

共有部分の差押え登記の場合と同様に「永借権登記簿」の「不動産の負担」欄に下記のように記載する。

「.....年.....月.....日付の.....執行裁判所の決定番号.....、リファレンス番号 Aj、もしくは.....年.....月.....日付の執行債権者の申立ての取下げにより、.....年.....月.....日付の.....裁判所の決定番号.....による.....の差押えを抹消する（青インク若しくは黒インク）。刻印を押し、登記日を記入する（赤インク）。」

c 用益権もしくは用益権の共有持分の差押え登記の抹消登記は、用益権もしくは用益権の共有部分の差押え登記の場合と同様に「用益権登記簿」の「不動産の負担」欄に下記のように記載しなければならない。

「.....年.....月.....日付の.....執行裁判所の決定番号.....、リファレンス番号 Aj、もしくは.....年.....月.....日付の執行債権者の申立ての取下げにより、.....年.....月.....日付の.....裁判所の決定番号.....による.....の差押えを抹消する（青インク若しくは黒インク）。刻印を押し、登記日を記入する（赤インク）。」

第 28 条：担保権の行使による権利の移転登記、権利の取得に係る登記の抹消登記、仮処分

の抹消登記、差押、仮差押の抹消登記
地籍局が第 12 条（民事訴訟法第 448 条）に基づく担保権実行による所有権、永借権または用益権の移転登記嘱託書）に規定された嘱託書を受理したときは、移転登記又は抹消の種類にしたがった下記のように登記をしなければならない。

1-所有権の移転登記

a 所有権の移転登記は「土地登記簿」に次のように記載する。

・「書面又は判決の概要」欄に下記のように記載する。

「売却許可決定番号.....及び.....年.....月.....日において買受人の.....裁判所に対する代金の支払い、リファレンス番号 Aj.....により、.....（氏名）の所有権を.....（氏名）に移転する（青インク若しくは黒インク）。刻印を押し、登記日を記入する（赤インク）。」

・「氏名及び財産の種類」欄に次のように記載する。

「氏名（新所有者の氏名）」（青インク又は黒インク）

・「生年月日及び出生地」欄に次のように記載する。

「生年月日及び出生地（新所有者の生年月日及び出生地）」（青インク又は黒インク）

・「家系」欄に次のように記載する。

「氏名.....及び氏名.....（新所有者の父母の氏名）」（青インク又は黒インク）。

b 所有権の共有持分の移転登記は「土地登記簿」に次のように記載する。

・「書面又は判決の概要」欄に下記のように記載する。

「売却許可決定番号.....及び.....年.....月.....日において買受人の.....裁判所に対する代金の支払い、

c 永借権の差押えの場合は、「永借権登記簿」の「不動産負担」欄に次のように記載する。

「.....年.....月.....日付の.....執行裁判所の（担保権に基づく）強制売却開始の決定番号.....、リファレンス番号 Ajに基づき、永借権を差押える（赤インク）。刻印を押し、登記日を記入する（青インク若しくは黒インク）。」

d 永借権の共有持分の差押えの場合は、「永借権登記簿」の「不動産負担」欄に次のように記載する。

「.....年.....月.....日付の.....執行裁判所の（担保権に基づく）強制売却開始の決定番号.....、リファレンス番号 Ajに基づき、.....（氏名）の永借権の共有持分を差押える（赤インク）。刻印を押し、登記日を記入する（青インク若しくは黒インク）。」

e 用益権の差押えの場合は、「用益権登記簿」の「不動産負担」欄に次のように記載する。

「.....年.....月.....日付の.....執行裁判所の（担保権に基づく）強制売却開始の決定番号.....、リファレンス番号 Ajに基づき、用益権を差押える（赤インク）。刻印を押し、登記日を記入する（青インク若しくは黒インク）。」

f 用益権の共有持分の差押えの場合は、「用益権登記簿」の「不動産負担」欄に次のように記載する。

「.....年.....月.....日付の.....執行裁判所の（担保権に基づく）強制売却開始の決定番号.....、リファレンス番号 Ajに基づき、.....（氏名）の用益権の共有持分を差押える（赤インク）。刻印を押し、登記日を記入する（青インク若しくは黒インク）。」

第 27 条：担保権実行による不動産の差押えの抹消登記についての土地登記簿、永借権登記簿、用益権登記簿への登記の方法

地籍局が第 11 条（民事訴訟法 428 条）に基づく担保権の実行による不動産差押登記の抹消登記嘱託書）に規定された嘱託書を受理したときは、不動産の差押え登記の抹消登記の種類に従ってその抹消登記をしなければならない。

a 所有権もしくは所有権の共有持分の差押え登記の抹消登記は、所有権もしくは所有権の共有持分の差押え登記の場合と同様に「土地登記簿」の「不動産の負担」欄に下記のように記載する。

「.....年.....月.....日付の.....執行裁判所の決定番号.....、リファレンス番号 Aj、もしくは.....年.....月.....日付の執行債権者の申立ての取下げにより、.....年.....月.....日付の.....裁判所の決定番号.....による.....の差押えを抹消する（青インク若しくは黒インク）。刻印を押し、登記日を記入する（赤インク）。」

b 永借権もしくは永借権の共有持分の差押え登記の抹消登記は、永借権もしくは永借権の

- 有者全員の氏名を別の書面に記載し、登記記録ファイルに付ける。」
- 「生年月日及び出生地」欄に次のように記載する。
 - 「氏名及び財産の種類」欄に次のように記載する。
- 「氏名（新所有者の氏名）（青インク又は黒インク）」
- ただし、共有持分者 3 名以上の場合は、地籍局は、共有者の代表者の氏名を記載し、共有者全員の氏名を別の書面に記載し、登記記録ファイルに付ける。」
- 「生年月日及び出生地」欄に次のように記載する。
 - 「生年月日及び出生地（新所有者の生年月日及び出生地）（青インク又は黒インク）」
- ただし、共有持分者 3 名以上の場合は、地籍局は、共有者の代表者の氏名を記載し、共有者全員の氏名を別の書面に記載し、登記記録ファイルに付ける。」
- 「家系」欄に次のように記載する。
 - 「氏名……及び氏名……」（新所有者の父母の氏名）（青インク又は黒インク）。
- ただし、共有持分者 3 名以上の場合は、地籍局は、共有者の代表者の父母の氏名を記載し、共有者全員の父母の氏名を別の書面に記載し、登記記録ファイルに付ける。」
- 「家系」欄に次のように記載する。
 - 「氏名……及び氏名……」（新借権者の父母の氏名）（青インク又は黒インク）。
- c 永借権の移転登記は「永借権登記簿」に次のように記載する。
- 「書面又は判決の概要」欄に下記のように記載する。
 - 「売却許可決定番号……及び……年…月…日において買受人の……裁判所に対する代金の支払い、リファレンス番号 Aj……により、……（氏名）の永借権を……（氏名）に移転する（青インク若しくは黒インク）。刻印を押し、登記日を記入する（赤インク）。」
 - 「氏名及び財産の種類」欄に次のように記載する。
 - 「氏名（新永借権者の氏名）」（青インク又は黒インク）
 - 「生年月日及び出生地」欄に次のように記載する。
 - 「生年月日及び出生地（新永借権者の生年月日及び出生地）」（青インク又は黒インク）
 - 「家系」欄に次のように記載する。
 - 「氏名……及び氏名……」（新永借権者の父母の氏名）（青インク又は黒インク）。
- d 永借権共有持分の移転登記は「永借権登記簿」に次のように記載する。
- 「書面又は判決の概要」欄に下記のように記載する。
 - 「売却許可決定番号……及び……年…月…日において買受人の……裁判所に対する代金の支払い、リファレンス番号 Aj……により、……（氏名）の永借権の共有分を……（氏名）に移転する（青インク若しくは黒インク）。刻印を押し、登記日を記入する（赤インク）。」
 - 「氏名及び財産の種類」欄に次のように記載する。
 - 「氏名（新永借権共有者全員の氏名を記載する）（青インク又は黒インク）。
- ただし、共有持分者 3 名以上の場合は、地籍局は、共有者の代表者の氏名を記載し、共有者全員の氏名を別の書面に記載し、登記記録ファイルに付ける。」

- 有者全員の氏名を別の書面に記載し、登記記録ファイルに付ける。」
- 「生年月日及び出生地」欄に次のように記載する。
 - 「氏名及び出生地（新共有者全員の生年月日及び出生地を記載する）（青インク又は黒インク）。
- ただし、共有持分者が 3 名以上の場合は、地籍局は、共有者の代表者の生年月日及び出生地を記載し、共有者全員の生年月日及び出生地を別の書面に記載し、登記記録ファイルに付ける。」
- 「家系」欄に次のように記載する。
 - 「氏名……及び氏名……」（新永借権者の父母の氏名）（青インク又は黒インク）。
- ただし、共有持分者が 3 名以上の場合は、地籍局は、共有者の代表者の父母の氏名を記載し、共有者全員の父母の氏名を別の書面に記載し、登記記録ファイルに付ける。」
- 「家系」欄に次のように記載する。
 - 「氏名……及び氏名……」（新永借権者の父母の氏名）（青インク又は黒インク）。
- e 用益権の移転登記は「用益権登記簿」に次のように記載する。
- 「書面又は判決の概要」欄に下記のように記載する。
 - 「売却許可決定番号……及び……年…月…日において買受人の……裁判所に対する代金の支払い、リファレンス番号 Aj……により、……（氏名）の用益権を……（氏名）に移転する（青インク若しくは黒インク）。刻印を押し、登記日を記入する（赤インク）。
 - 「氏名及び財産の種類」欄に次のように記載する。
 - 「氏名（新用益権者の氏名を記載する）（青インク又は黒インク）。
 - 「生年月日及び出生地」欄に次のように記載する。
 - 「生年月日及び出生地（新用益権者の生年月日及び出生地を記載する）（青インク又は黒インク）。
 - 「家系」欄に次のように記載する。
 - 「氏名……及び氏名……」（新用益権者の父母の氏名）（青インク又は黒インク）。
- f 用益権共有持分の移転登記は「用益権登記簿」に次のように記載する。
- 「書面又は判決の概要」欄に下記のように記載する。
 - 「売却許可決定番号……及び……年…月…日において買受人の……裁判所に対する代金の支払い、リファレンス番号 Aj……により、……（氏名）の用益権の共有分を……（氏名）に移転する（青インク若しくは黒インク）。刻印を押し、登記日を記入する（赤インク）。
 - 「氏名及び財産の種類」欄に次のように記載する。
 - 「氏名（新用益権共有者全員の氏名を記載する）（青インク又は黒インク）。
- ただし、共有持分者 3 名以上の場合は、地籍局は、共有者の代表者の氏名を記載し、共有者全員の氏名を別の書面に記載し、登記記録ファイルに付ける。」
- 「生年月日及び出生地」欄に次のように記載する。
 - 「生年月日及び出生地（新共有者全員の生年月日及び出生地を記載する）（青インク又は黒インク）。

地籍局が第 13 条（民事訴訟法第 403 条 10 項）に基づく抵当権、もしくはその他の担保権によって担保された債権の差押登記に関する嘱託書）に規定された嘱託書を受理したときは、差押えの種類に従って登記しなければならない。

a 所有権上に設定された抵当権又はその他の担保権によって担保された債権に対する差押登記は、「土地登記簿」の「不動産負担」欄に下記のように記載する。

「.....年.....月.....日付の.....執行裁判所の決定番号.....、レファレンス番号 Aj..... に基づく執行債務者.....（氏名）の債権を差押える（赤インク）。刻印を押し、登記日を記入する（青インクもしくは黒インク）。」

b 所有権の共有持分上に設定された抵当権又はその他の担保権によって担保された債権に対する差押登記は、「土地登記簿」の「不動産負担」の欄に下記のように記載する。

「.....年.....月.....日付の.....執行裁判所の決定番号.....、レファレンス番号 Aj..... に基づく執行債務者.....（氏名）の債権を差押える（赤インク）。刻印を押し、登記日を記入する（青インクもしくは黒インク）。」

c 永借権上に設定された抵当権又はその他の担保権によって担保された債権に対する差押登記は、「永借権登記簿」の「不動産負担」の欄に下記のように記載する。

「.....年.....月.....日付の.....執行裁判所の決定番号.....、レファレンス番号 Aj..... に基づく執行債務者.....（氏名）の債権を差押える（赤インク）。刻印を押し、登記日を記入する（青インクもしくは黒インク）。」

d 永借権の共有持分上に設定された抵当権又はその他の担保権によって担保された債権に対する差押登記は、「永借権登記簿」の「不動産負担」の欄に下記のように記載する。

「.....年.....月.....日付の.....執行裁判所の決定番号.....、レファレンス番号 Aj..... に基づく執行債務者.....（氏名）の債権を差押える（赤インク）。刻印を押し、登記日を記入する（青インクもしくは黒インク）。」

e 用益権上に設定された抵当権又はその他の担保権によって担保された債権に対する差押登記は、「用益権登記簿」の「不動産負担」の欄に下記のように記載する。

「.....年.....月.....日付の.....執行裁判所の決定番号.....、レファレンス番号 Aj..... に基づく執行債務者.....（氏名）の債権を差押える（赤インク）。刻印を押し、登記日を記入する（青インクもしくは黒インク）。」

f 用益権の共有持分上に設定された抵当権又はその他の担保権によって担保された債権に対する差押登記は、「用益権登記簿」の「不動産負担」の欄に下記のように記載する。

「.....年.....月.....日付の.....執行裁判所の決定番号.....、レファレンス番号 Aj..... に基づく

ンク）。

ただし、共有持分者が 3 名以上の場合は、地籍局は、共有者の代表者の生年月日及び出生地を記載し、共有者全員の生年月日及び出生地を別の書面に記載し、登記記録ファイルに付ける。」

・「家系」欄に次のように記載する。

「氏名.....及び氏名.....（新用益権者の父母の氏名）（青インク又は黒インク）。

ただし、共有持分者が 3 名以上の場合は、地籍局は、共有者の代表者の父母の氏名を記載し、共有者全員の父母の氏名を別の書面に記載し、登記記録ファイルに付ける。」

2・売却により消滅した権利又は売却により効力を失った権利の取得に係る抹消登記
売却により消滅した権利又は売却により効力を失った権利の取得に係る抹消登記は、取得された権利と同様の欄に次のように記載する。

「売却許可決定番号.....及び.....年.....月.....日において買受人の.....裁判所に対する代金の支払い、レファレンス番号 Aj.....により、.....（所有権移転、永借権、用益権、抵当権等）の登記を抹消する（青インク若しくは黒インク）。刻印を押し、登記日を記入する（赤インク）。」

3・売却により失効となった処分禁止の仮処分の登記の抹消登記

売却により失効となった処分禁止の登記の抹消登記は、仮処分登記と同様の欄に次のように記載する。

「売却許可決定番号.....及び.....年.....月.....日において買受人の.....裁判所に対する代金の支払い、レファレンス番号 Aj.....により、仮処分の登記を抹消する（赤インク）。刻印を押し、登記日を記入する（青インク若しくは黒インク）。」

4・差押え又は仮差押登記の抹消登記

差押え又は仮差押登記の抹消登記は、差押え又は仮差押登記と同様の欄に次のように記載する。

「売却許可決定番号.....及び.....年.....月.....日において買受人の.....裁判所に対する代金の支払い、レファレンス番号 Aj.....により、差押え又は仮差押えの登記を抹消する（赤インク）。刻印を押し、登記日を記入する（青インク若しくは黒インク）。」

訳注：24 条・25 条・30 条等に照らすと、本条 3 項・4 項の「赤インク」は「青インク若しくは黒インク」と、「青インク若しくは黒インク」は「赤インク」とされるべきであるが、訳は原文どおりとなっている。

第 4 款

抵当権又はその他の担保権によって担保された債権に対する強制執行に係る登記方法

第 29 条：抵当権その他の担保権によって担保された債権の差押えについての土地登記簿、永借権登記簿、用益権登記簿への登記方法

執行債務者……(氏名)の債権を差押える(赤インク)。刻印を押し、登記日を記入する(青インクもしくは黒インク)。」

第30条：債権差押の抹消登記についての土地登記簿、永借権登記簿、用益権登記簿への登記方法

地籍局が第14条(民事訴訟法408条、410条、411条)に基づく債権の差押登記の抹消登記(嘱託書)に規定された嘱託書を受理したときは、債権差押の抹消登記は、差押えの種類に従って登記しなければならない。

a 所有権又は所有権の共有持分上に設定された抵当権又はその他の担保権によって担保された債権差押えの抹消登記は、債権差押登記の場合と同様に「土地登記簿」の「不動産負担」欄に下記のように記載する。

「……年……月……日付の……執行裁判所の決定番号……、リファレンス番号Aj……、もしくは……年……月……日付の債権執行申立ての取下げ、もしくは……年……月……日付の第三債務者による返済、もしくは……年……月……日付の第三債務者の寄託に基づき、……年……月……日付の……裁判所の決定番号……による……の差押えを抹消する(青インク若しくは黒インク)。刻印を押し、登記日を記入する(赤インク)。」

b 永借権又は永借権共有持分上に設定された抵当権又はその他の担保権によって担保された債権差押えの抹消登記は、債権差押登記の場合と同様に「永借権登記簿」の「不動産負担」欄に下記のように記載する。

「……年……月……日付の……執行裁判所の決定番号……、リファレンス番号Aj……、もしくは……年……月……日付の債権執行申立ての取下げ、もしくは……年……月……日付の第三債務者による返済、もしくは……年……月……日付の第三債務者の寄託に基づき、……年……月……日付の……裁判所の決定番号……による……の差押えを抹消する(青インク若しくは黒インク)。刻印を押し、登記日を記入する(赤インク)。」

c 用益権又は用益権共有持分上に設定された抵当権又はその他の担保権によって担保された債権差押えの抹消登記は、債権差押登記の場合と同様に「用益権登記簿」の「不動産負担」欄に下記のように記載する。

「……年……月……日付の……執行裁判所の決定番号……、リファレンス番号Aj……、もしくは……年……月……日付の債権執行申立ての取下げ、もしくは……年……月……日付の第三債務者による返済、もしくは……年……月……日付の第三債務者の寄託に基づき、……年……月……日付の……裁判所の決定番号……による……の差押えを抹消する(青インク若しくは黒インク)。刻印を押し、登記日を記入する(赤インク)。」

第31条：抵当権又はその他の担保権の移転登記についての土地登記簿、永借権登記簿、

用益権登記簿への登記方法

地籍局が第15条(民事訴訟法第413条10項)に基づく抵当権その他の担保権の移転登記の嘱託書)に規定された嘱託書を受理したときは、その種類にしたがって移転登記または抹消登記が行わなければならない。

1- 移転登記

a 所有権又は所有権の共有持分上に設定された抵当権又はその他の担保権の登記は「土地登記簿」の「不動産負担」の欄に下記のように記載する。

「執行官が売却代金の支払いを受けた……年……月……日、リファレンス番号Aj……に基づいて、……(氏名)に移転する。(青インクもしくは黒インク)。刻印を押し、登記日を記入する(赤インク)。」

b 永借権又は永借権の共有持分上に設定された抵当権又はその他の担保権の登記は「永借権簿」の「不動産負担」の欄に下記のように記載する。

「執行官が売却代金の支払いを受けた……年……月……日、リファレンス番号Aj……に基づいて、……(氏名)に移転する。(青インクもしくは黒インク)。刻印を押し、登記日を記入する(赤インク)。」

c 用益権又は用益権の共有持分上に設定された抵当権又はその他の担保権の登記は「用益権簿」の「不動産負担」の欄に下記のように記載する。

「執行官が売却代金の支払いを受けた……年……月……日、リファレンス番号Aj……に基づいて、……(氏名)に移転する。(青インクもしくは黒インク)。刻印を押し、登記日を記入する(赤インク)。」

2- 抹消登記

a 不動産所有権又は所有権の共有持分上に設定された抵当権その他の担保権によって担保された債権差押の抹消登記は、債権差押登記の場合と同様に、「土地登記簿」の「不動産の負担」欄に下記のように記載する。

「執行官が売却代金の支払いを受けた……年……月……日、リファレンス番号Aj……、に基づいて、……年……月……日付の……裁判所の決定番号……による……差押えを抹消する。(青インクもしくは黒インク)。刻印を押し、登記日を記入する(赤インク)。」

b 永借権又は永借権の共有持分上に設定された抵当権その他の担保権によって担保された債権差押の抹消登記は、債権差押登記の場合と同様に、「永借権登記簿」の「不動産の負担」欄に下記のように記載する。

「執行官が売却代金の支払いを受けた……年……月……日、リファレンス番号Aj……、に基づいて、……年……月……日付の……裁判所の決定番号……による……差押えを抹消する。(青インクもしくは黒インク)。」

ンクもしくは黒インク)。刻印を押し、登記日を記入する (赤インク)。」

c 用益権又は用益権の共有持分上に設定された抵当権その他の担保権によって担保された債権差押の抹消登記は、債権差押え登記の場合と同様に、「用益権登記簿」の「不動産の負担」欄に下記のように記載する。

「執行官が売却代金の支払いを受けた.....年.....月.....日、リファレンス番号 Aj.....、に基づいて、.....年.....月.....日付の.....裁判所の決定番号.....による.....差押えを抹消する。(青インク)もしくは黒インク)。刻印を押し、登記日を記入する (赤インク)。」

第 5 款

不動産に対する仮差押の執行に関する登記方法

第 32 条：仮差押えの登記についての 土地登記簿、永借権登記簿、用益権登記簿への登記方法

地籍局が第 16 条 (民事訴訟法第 567 条 3 項、4 項、第 420 条、第 424 条、第 425 条) に基づく仮差押登記嘱託書) に規定された嘱託書を受理したときは、仮差押えの種類に従って登記をしなければならない。

a 所有権仮差押えの場合は、「土地登記簿」の「不動産負担」欄に次のように記載する。「.....年.....月.....日付の.....裁判所の決定番号.....、リファレンス番号 Aj に基づいて、所有権を仮に差押える (赤インク)。刻印を押し、登記日を記入する (青インク)もしくは黒インク)。」

b 所有権の共有持分の仮差押えの場合は、「土地登記簿」の「不動産負担」欄に次のように記載する。

「.....年.....月.....日付の.....裁判所の決定番号.....、リファレンス番号 Aj に基づいて、.....(氏名) の所有権の共有持分を仮に差押える (赤インク)。刻印を押し、登記日を記入する (青インク)もしくは黒インク)。」

c 永借権の仮差押えの場合は、「永借権登記簿」の「不動産負担」欄に次のように記載する。「.....年.....月.....日付の.....裁判所の決定番号.....、リファレンス番号 Aj に基づいて、永借権を仮に差押える (赤インク)。刻印を押し、登記日を記入する (青インク)もしくは黒インク)。」

d 永借権の共有持分の仮差押えの場合は、「永借権登記簿」の「不動産負担」欄に次のよ

うに記載する。

「.....年.....月.....日付の.....裁判所の決定番号.....、リファレンス番号 Aj に基づいて、.....(氏名) の永借権の共有持分を仮に差押える (赤インク)。刻印を押し、登記日を記入する (青インク)もしくは黒インク)。」

e 用益権の仮差押えの場合は、「用益権登記簿」の「不動産負担」欄に次のように記載する。

「.....年.....月.....日付の.....裁判所の決定番号.....、リファレンス番号 Aj に基づいて、用益権を仮に差押える (赤インク)。刻印を押し、登記日を記入する (青インク)もしくは黒インク)。」

f 用益権の共有持分の仮差押えの場合は、「用益権登記簿」の「不動産負担」欄に次のように記載する。

「.....年.....月.....日付の.....裁判所の決定番号.....、リファレンス番号 Aj に基づいて、.....(氏名) の用益権の共有持分を仮に差押える (赤インク)。刻印を押し、登記日を記入する (青インク)もしくは黒インク)。」

第 33 条：仮差押えの抹消登記についての土地登記簿、永借権登記簿、用益権登記簿への登記方法

地籍局が第 17 条 (民事訴訟法第 567 条 3 項、4 項及び第 428 条) に基づく仮差押登記の抹消登記嘱託書) に規定された嘱託書を受理したときは、仮差押えの抹消登記をその種類に従って登記をしなければならない。

a 所有権の仮差押えもしくは所有権の共有持分の仮差押え登記の抹消登記は、所有権若しくは所有権の共有持分の仮差押え登記の場合と同様に、「土地登記簿」の「不動産の負担」欄に下記のように記載する。

「.....年.....月.....日付の.....執行裁判所の決定番号.....、リファレンス番号 Aj、もしくは.....年.....月.....日付の決定申立ての取下げまたは仮差押えの執行申立ての取下げにより、.....年.....月.....日付の.....裁判所の決定番号.....による.....の差押えを抹消する (青インク)若しくは黒インク)。刻印を押し、登記日を記入する (赤インク)。」

b 永借権の仮差押えもしくは永借権の共有持分の仮差押えの登記の抹消登記は、永借権もしくは永借権の共有持分の仮差押えの登記の場合と同様に、「永借権登記簿」の「不動産の負担」欄に下記のように記載する。

「.....年.....月.....日付の.....執行裁判所の決定番号.....、リファレンス番号 Aj、もしくは.....年.....月.....日付の決定申立ての取下げまたは仮差押えの執行申立ての取下げにより、.....年.....月.....日付の.....裁判所の決定番号.....による.....の差押えを抹消する (青インク)若しくは黒インク)。」

ク)。刻印を押し、登記日を記入する (赤インク)。」

c 用益権の仮の差押もしくは用益権の共有持分の仮差押えの登記の抹消登記は、用益権もしくは用益権の共有持分の仮差押えの登記の場合と同様に、「用益権登記簿」の「不動産の負担」欄に下記のように記載する。

「.....年.....月.....日付の.....裁判所の決定番号.....、リファレンス番号 Aj.....、もしくは.....年.....月.....日付の決定申立の取下げまたは仮差押えの執行申立ての取下げにより、.....年.....月.....日付の.....裁判所の決定番号.....による.....の差押えを抹消する (青インク若しくは黒インク)。刻印を押し、登記日を記入する (赤インク)。」

第 6 款

抵当権又はその他の担保権によって担保された債権の仮差押えの執行に係る登記方法

第 34 条：抵当権又はその他の担保権によって担保された債権の仮差押えの登記についての土地登記簿、永借権登記簿、用益権登記簿への登記方法

地籍局が第 18 条 (民事訴訟法第 566 条) に基づく抵当権その他の担保権によって担保された債権に対する仮差押えの登記嘱託書) に規定された嘱託書を受理したときは、仮差押えの種類に従って登記しなければならない。

a 所有権上に設定された抵当権又はその他の担保権によって担保された債権に対する仮差押え登記は、「土地登記簿」の「不動産負担」欄に次のように記載する。

「.....年.....月.....日付の.....裁判所の決定番号.....、リファレンス番号 Aj..... に基づく執行債務者..... (氏名) の債権を仮に差押える (赤インク)。刻印を押し、登記日を記入する (青インクもしくは黒インク)。」

b 所有権の共有持分に設定された抵当権又はその他の担保権によって担保された債権に対する仮差押え登記は、「土地登記簿」の「不動産負担」欄に下記のように記載する。

「.....年.....月.....日付の.....裁判所の決定番号.....、リファレンス番号 Aj..... に基づく執行債務者..... (氏名) の債権を仮に差押える (赤インク)。刻印を押し、登記日を記入する (青インクもしくは黒インク)。」

c 永借権上に設定された抵当権又はその他の担保権によって担保された債権に対する仮差押え登記は、「永借権登記簿」の「不動産負担」欄に次のように記載する。

「.....年.....月.....日付の.....裁判所の決定番号.....、リファレンス番号 Aj..... に基づく執行債務者..... (氏名) の債権を仮に差押える (赤インク)。刻印を押し、登記日を記入する (赤インク)。」

(青インクもしくは黒インク)。」

d 永借権の共有持分に設定された抵当権又はその他の担保権によって担保された債権に対する仮差押え登記は、「永借権登記簿」の「不動産負担」欄に下記のように記載する。「.....年.....月.....日付の.....裁判所の決定番号.....、リファレンス番号 Aj..... に基づく執行債務者..... (氏名) の債権を仮に差押える (赤インク)。刻印を押し、登記日を記入する (青インクもしくは黒インク)。」

e 用益権上に設定された抵当権又はその他の担保権によって担保された債権に対する仮差押え登記は、「用益権登記簿」の「不動産負担」欄に次のように記載する。

「.....年.....月.....日付の.....裁判所の決定番号.....、リファレンス番号 Aj..... に基づく執行債務者..... (氏名) の債権を仮に差押える (赤インク)。刻印を押し、登記日を記入する (青インクもしくは黒インク)。」

f 用益権の共有持分に設定された抵当権又はその他の担保権によって担保された債権に対する仮差押え登記は、「用益権登記簿」の「不動産負担」欄に下記のように記載する。「.....年.....月.....日付の.....裁判所の決定番号.....、リファレンス番号 Aj..... に基づく執行債務者..... (氏名) の債権を仮に差押える (赤インク)。刻印を押し、登記日を記入する (青インクもしくは黒インク)。」

第 35 条：抵当権又はその他の担保権によって担保された債権の仮差押えの登記の抹消登記についての土地登記簿、永借権登記簿、用益権登記簿への登記方法

地籍局が第 19 条 (民事訴訟法第 566 条) 第 5 項、第 408 条、第 411 条) に基づく抵当権又はその他の担保権によって担保された債権に対する仮差押えの抹消登記嘱託書) に規定された嘱託書を受理したときは、仮差押えの種類に従って登記しなければならない。

a 所有権又は所有権の共有持分に設定された抵当権又はその他の担保権によって担保された債権の仮差押えの抹消登記は、抵当権若しくはその他の担保権によって担保された債権の仮差押え登記の場合と同様に「土地登記簿」の「不動産負担」欄に下記のように記載する。

「.....年.....月.....日付の.....裁判所の決定番号.....、リファレンス番号 Aj.....、もしくは.....年.....月.....日付の決定申立の取下げまたは仮差押えの執行申立ての取下げにより、.....年.....月.....日付の.....裁判所の決定番号.....による.....の仮差押えを抹消する (青インク若しくは黒インク)。刻印を押し、登記日を記入する (赤インク)。」

b 永借権又は永借権の共有持分上に設定された抵当権又はその他の担保権によって担保された債権の仮差押えの抹消登記は、抵当権若しくはその他の担保権によって担保された債権の仮差押え登記の場合と同様に「永借権登記簿」の「不動産負担」欄に下記のように記載する。

「.....年.....月.....日付の.....裁判所の決定番号.....、リファレンス番号 Aj、もしくは.....年.....月.....日付の抵当権若しくはその他の担保権によって担保された債権の仮差押え決定の申立ての取下げ、もしくは抵当権若しくはその他の担保権によって担保された債権の仮差押えの執行の申立ての取下げに基づき、.....年.....月.....日付の.....裁判所の決定番号.....による.....の仮差押えを抹消する（青インク若しくは黒インク）。刻印を押し、登記日を記入する（赤インク）。」

c 用益権又は用益権の共有持分上に設定された抵当権又はその他の担保権によって担保された債権の仮差押えの抹消登記は、抵当権若しくはその他の担保権によって担保された債権の仮差押え登記の場合と同様に「用益権登記簿」の「不動産負担」欄に下記のように記載する。

「.....年.....月.....日付の.....裁判所の決定番号.....、リファレンス番号 Aj、もしくは.....年.....月.....日付の抵当権若しくはその他の担保権によって担保された債権の仮差押え決定の申立ての取下げ、もしくは抵当権若しくはその他の担保権によって担保された債権の仮差押えの執行の申立ての取下げに基づき、.....年.....月.....日付の.....裁判所の決定番号.....による.....の仮差押えを抹消する（青インク若しくは黒インク）。刻印を押し、登記日を記入する（赤インク）。」

第 7 款

仮処分の執行関係の登記方法

第 36 条： 不動産処分禁止の仮処分の登記についての土地登記簿、永借権登記簿、用益権登記簿への登記方法
地籍局が第 20 条（民事訴訟法第 570 条、第 420 条、第 424 条、第 425 条）に基づく処分禁止の仮処分の登記嘱託書に規定された嘱託書を受理したときは、処分禁止の仮処分の種類に従って登記しなければならない。

a 所有権の処分禁止の仮処分の登記は、「土地登記簿」の「不動産負担」欄に次のように記載する。

「.....年.....月.....日付の.....裁判所の決定番号.....、リファレンス番号 Aj に基づき、所有権の処分禁止の仮処分をする（赤インク）。刻印を押し、登記日を記入する（青インクもしくは黒インク）。」

b 所有権の共有持分の処分禁止の仮処分の登記は、「土地登記簿」の「不動産負担」欄に次のように記載する。

「.....年.....月.....日付の.....裁判所の決定番号.....、リファレンス番号 Aj に基づき、.....（氏名）の所有権の共有持分の処分禁止の仮処分をする（赤インク）。刻印を押し、登記日を記入する（青インクもしくは黒インク）。」

c 永借権の処分禁止の仮処分の登記は、「永借権登記簿」の「不動産負担」欄に次のように記載する。

「.....年.....月.....日付の.....裁判所の決定番号.....、リファレンス番号 Aj に基づき、永借権の処分禁止の仮処分をする（赤インク）。刻印を押し、登記日を記入する（青インクもしくは黒インク）。」

d 永借権の共有持分の処分禁止の仮処分の登記は、「永借権登記簿」の「不動産負担」欄に次のように記載する。

「.....年.....月.....日付の.....裁判所の決定番号.....、リファレンス番号 Aj に基づき、.....（氏名）の永借権の共有持分の処分禁止の仮処分をする（赤インク）。刻印を押し、登記日を記入する（青インクもしくは黒インク）。」

e 用益権の処分禁止の仮処分の登記は、「用益権登記簿」の「不動産負担」欄に次のように記載する。

「.....年.....月.....日付の.....裁判所の決定番号.....、リファレンス番号 Aj に基づき、用益権の処分禁止の仮処分をする（赤インク）。刻印を押し、登記日を記入する（青インクもしくは黒インク）。」

f 用益権の共有持分の処分禁止の仮処分の登記は、「用益権登記簿」の「不動産負担」欄に次のように記載する。

「.....年.....月.....日付の.....裁判所の決定番号.....、リファレンス番号 Aj に基づき、.....（氏名）の用益権の共有持分の処分禁止の仮処分をする（赤インク）。刻印を押し、登記日を記入する（青インクもしくは黒インク）。」

第 37 条： 不動産処分禁止の仮処分の抹消登記についての土地登記簿、永借権登記簿、用益権登記簿への登記方法

地籍局が 21 条（民事訴訟法第 570 条、第 428 条）に基づく処分禁止の仮処分の登記の抹消登記嘱託書に規定された嘱託書を受理したときは、その処分禁止の仮処分の種類に従って登記しなければならない。

第 3 章

判決、決定、または和解もしくは請求認諾の執行名義の効力に基づく登記

第 40 条： 判決、決定、または和解もしくは請求認諾の執行名義に基づく登記

判決、決定、または和解もしくは請求認諾の執行名義に基づく物権変動の登記については、勝訴当事者、又は和解調書もしくは請求認諾調書を持っている当事者が、管轄の当局者に対して、判決または決定の正本、または和解調書もしくは請求認諾調書に基づく執行名義及びその他必要な書類を添付して申請をしなければならぬ。

第 4 章

経過規定

第 41 条： 一般的経過措置

本省令適用後、適用前に開始された囑託手続及び民事訴訟法に関する不動産登記手続きに対しても、本省令を適用する。この場合において、適用前に開始された手続によって生じた効力は本省令によって妨げられない。

本省令適用の前に出された書記官の囑託書、又は当事者の登記申請で登記未実行の場合には、従前の例による。

第 42 条： 長期賃借権に関する経過措置

2001年の土地法に基づく長期賃借権は永借権とみなす。

長期賃借権に対する強制執行は、民事訴訟法で規定されている不動産に対する強制執行に準ずる方法で行う。

第 5 章

最終条項

第 43 条： 適用期日

本省令は、署名の期日から起算して6ヶ月後経過後に適用する。

第 44 条： 抵触法令の廃止

本省令の適用の日において効力を有する他の法令で、本省令の規定に抵触するものは、本省令の適用の日から、その抵触の限度において無効とする。

a 所有権又は所有権の共有持分の仮処分禁止の仮処分の抹消登記は「土地登記簿」の「不動産の負担」欄に下記のように記載する。

「.....年.....月.....日付の.....裁判所の決定番号.....、リファレンス番号 Aj、もしくは.....年.....月.....日付の処分禁止の仮処分決定申立ての取下げ、または処分禁止の執行申立ての取下げにより、.....年.....月.....日付の.....裁判所の決定番号.....による.....の処分禁止の仮処分を抹消する(青インク若しくは黒インク)。刻印を押し、登記日を記入する(赤インク)。」

b 永借権又は永借権の共有持分の処分禁止の仮処分の抹消登記は「永借権登記簿」の「不動産の負担」欄に下記のように記載する。

「.....年.....月.....日付の.....裁判所の決定番号.....、リファレンス番号 Aj、もしくは.....年.....月.....日付の処分禁止の仮処分決定申立ての取下げ、または処分禁止の執行申立ての取下げにより、.....年.....月.....日付の.....裁判所の決定番号.....による.....の処分禁止の仮処分を抹消する(青インク若しくは黒インク)。刻印を押し、登記日を記入する(赤インク)。」

c 用益権又は用益権の共有持分の処分禁止の仮処分の抹消登記は「用益権登記簿」の「不動産の負担」欄に下記のように記載する。

「.....年.....月.....日付の.....裁判所の決定番号.....、リファレンス番号 Aj、もしくは.....年.....月.....日付の処分禁止の仮処分決定申立ての取下げ、または処分禁止の執行申立ての取下げにより、.....年.....月.....日付の.....裁判所の決定番号.....による.....の処分禁止の仮処分を抹消する(青インク若しくは黒インク)。刻印を押し、登記日を記入する(赤インク)。」

第 8 款

登記後の手続

第 38 条： 書記官への登記簿謄本の送付

書記官の囑託書に基づく登記が行われた後、地籍局は、首都/州地籍局長の「原本と相違ない」旨の証明付きの土地登記簿謄本、または永借権登記簿謄本、または用益権登記簿謄本を作成し、囑託書を作成した書記官に送付しなければならない。

第 39 条： 更正の囑託書

送付された土地登記簿謄本、または永借権登記簿謄本、または用益権登記簿謄本に不備な事項や誤りや記載欄の限りなどの囑託書の内容と異なった登記を見つけた場合は、書記官が首都/州地籍局に対して更正をさせることができる。地籍局による更正後は、第 38 条を同様に適用する。

..... 始審裁判所

No.

.....年.....月.....日.....

不動産差押え登記の嘱託書

(第 7 条)

私、..... (氏名)、.....始審裁判所の書記官で、下記のように嘱託する。

.....地方の国土管理・都市計画・建設局長殿 (首都/州地籍局長)

件名 : (所有権または永借権または用益権の差押えに関する嘱託)

a. 不動産の表示 土地番号または登記済書番号 :

所在地 :

b. 所有者 または永借権者 または用益権者の氏名 :

住所 :

c. 登記の目的 : (項目 a. の土地の所有権または永借権または用益権に対する差押え)

d. 理由 : (.....年.....月.....日付の.....裁判所の強制売却開始決定書 No.....)

e. 執行債権者氏名 :

住所 :

f. 執行債務者氏名 :

住所 :

添付書類 :

-年.....月.....日付の.....裁判所の強制売却開始決定書正本

No.

署名及び公印

書記官名